

令和3年6月8日
愛知県職員生協

グループ生命保険等の保険料控除月の変更について

生協のグループ生命保険等の保険料の控除月について、新組合員管理システムの導入(R3.4.1～)に伴い、控除月を変更しました。

このことは、令和3年3月の一斉募集時に配付しました「保険・共済のご案内」等でお知らせしておりました。しかし、6月7日に請求明細を送付後、保険料控除について組合員さんからお問い合わせをいただきました。控除月の変更の告知が不十分でありお詫び申し上げます。

なお、対象保険等の変更内容は次のとおりです。

1 生命保険

(1) 対象の保険 <保険会社名：アクサ生命>

グループ生命保険、医療保険（ベスト、ワイド、セルフガード、終身保障型、5年更新型）、年金保険、積立終身保険、団体終身保険

(2) 控除月の変更

変更前 6月控除（7月効力分）

変更後 7月控除（7月効力分）…控除月の変更に伴い、令和3年6月の控除はありません。

2 損害保険

(1) 対象の保険 <保険会社名：あいおいニッセイ同和損保>

団体傷害保険、団体ゴルファー保険

(2) 控除月の変更

変更前 7月控除（7月効力分）

変更後 9月控除（7月効力分）…控除月の変更に伴い、令和3年7月及び8月の控除はありません。

3 1及び2以外の保険（一般生命保険、自動車保険、火災（地震）保険、ホーム火災共済）については、変更はありません。

お問い合わせ先

愛知県職員生活協同組合

総務企画課保険企画担当

電話 052-954-6851

県庁内線 4833、4834